随意契約理由

令和5年(2023年)8月1日

契約担当課名	窓口課
発注担当課名	窓口課
契 約 名 称	上下水道料金調定システム更新機器の設定作業等委託業務
契 約 内 容	上下水道料金調定システムの機器設定作業一式
契約締結日 及び契約期間	令和5年(2023年)8月1日
	令和5年(2023年)8月1日から
	令和5年(2023年)11月30日まで
契約の相手方	大阪府中央区城見2丁目2番6号
(所在地•名称)	富士通 Japan 株式会社 関西公共第二ビジネス部
契 約 金 額	3, 333, 000円
随意契約理由	(地方公営企業法施行令第 21 条の14第1項第 2 号に該当)
	平成30年10月1日より本格稼働している上下水道料金
	調定システムは、水道料金の調定、収納消込業務等のオン
	ライン処理及びバッチ処理を管理するものである。
	本業務はシステムに関連する機器等の設定、設置、撤去業
	務であり、現在のシステム開発元である富士通 Japan 株式
	会社関西公共第二ビジネス部でなければ、システム全体に
	支障が生じる恐れがあるため。